

大分県報

令和三年
号外（二四）
三月三十一日

（水曜日）

部改正……………	一五
大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正……………	一六
大分県建築士法施行規則の一部改正……………	一六
大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………	一八
大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………	一九

目次

規則	
大分県規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則の制定……………	一
大分県国有財産規則の一部改正……………	一
政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正……………	二
知事が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正……………	二
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	三
大分県職員住宅管理規則の一部改正……………	三
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………	三
退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………	四
生活保護法施行細則の一部改正……………	五
保健師助産師看護師法施行細則の一部改正……………	八
大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正……………	一〇
大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の一部改正……………	一一
老人福祉法施行細則の一部改正……………	一一
大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部改正……………	一一
大分県立職業能力開発校規則の一部改正……………	一二
農村負債整理組合法並ニ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行細則の一部改正……………	一二
大分県農業共済組合検査規則の一部改正……………	一二
大分県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………	一三
土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部改正……………	一三
大分県港湾施設管理条例施行規則の一部改正……………	一四
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部改正……………	一五
土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の申請手続等に関する規則の一部改正……………	一五

規則

大分県規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十六号

大分県規則で定める申請書等の押印及び署名の特例に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、県民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、大分県規則（以下「規則」という。）で定める申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印及び署名の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印及び署名の特例等）

第二条 申請書等のうち、知事が別に定めるものについては、当該申請書等に係る規則の規定にかかわらず、押印を不要とする。

2 申請書等のうち、知事が別に定めるものについては、当該申請書等に係る規則の規定にかかわらず、押印及び署名を不要とする。

3 前二項の規定により押印を不要とした申請書等のうち、印鑑登録証明書の添付を求めているものについては、当該申請書等に係る規則の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の添付を不要とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県国有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十七号

大分県国有財産規則の一部を改正する規則

大分県国有財産規則（昭和三十九年大分県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「かかる」を「係る」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「株券」を「株式」に改める。

第二十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「二年」を「五年」に改める。

第一号様式中「㊦」を削る。

第二号様式中「㊧㊨」を「㊧㊩㊪」に改め、「㊭」及び備考を削る。

第五号様式から第八号様式まで、第十号様式から第十二号様式まで、第十四号様式及び第十五号様式中「㊮」を削る。

第十六号様式及び第十七号様式中「㊯」を削る。

第十八号様式中「㊰」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十八号

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための大分県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年大分県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載」を「の上、当該報告書を訂正」に、「削った」を「訂正した」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「㊱」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十九号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ニ中「及び法人である成年後見人にあつては、法人印鑑証明書」を削り、同条第三号ハを削る。

「住 所」 「郵便番号」

第二号様式中 「住 所」に「、代表者の氏名及び代表者の印」を「及び

氏名」 氏名」

代表者の氏名」に改める。

「住 所」 「郵便番号」

第二号様式のニ中 「住 所」に「、代表者の氏名及び代表者の印」を

氏名」 氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削

る。

「住 所」 「郵便番号」

第十号様式中 「住 所」に「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び代

表者の氏名」に改める。

第十号様式のニ中 「住 所」に「、代表者の氏名及び代表者の印」を

氏名」 氏名」

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削

る。

「住 所」 「郵便番号」

第十四号様式中 「住 所」に「、代表者の氏名及び代表者印」を「及び

氏名」 氏名」

代表者の氏名」に改める。

「住 所」 「郵便番号」

第十四号様式の二中 氏名 住所 「代表者の氏名及び代表者の印」を
「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあっては、法人印鑑証明書」を削
る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(改正前の知事が保有する個人情報保護等に関する規則に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則第二号様式、第二号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十四号様式及び第十四号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第四十号

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の日休休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十九の項中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に、「小学校等」を「学校等」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第四十一号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正す

る。

別表第二の宇佐教職員住宅（KR2号）の項を削る。

「住居安定に努めた事跡 第一号様式中（申込回数）」を「申込回数」に改め、「でありますから、職員住宅の使用を許可していただきますよう」を「、職員住宅を使用したので」に改め、「④」

「④」とおり相違ないことを証明します。

上記のとおり相違ないことを証明します。

所屬長職氏名

④

及び

備考を削る。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第10条関係）」に改め、「④」、「許可していただきますよう」及び備考を削る。

第六号様式中「④」及び備考を削る。

第八号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第17条関係）」に改め、「④」を削り、「を許可下さいますよう」を「について許可を受けたいので」に改め、「取消された」を「取り直された」に改め、備考を削る。

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第18条関係）」に改め、「④」を削り、「明渡しします」を「お届けします」に改め、「届けています」に改め、備考を削る。

第十一号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第22条関係）」に改め、「④」、「⑤」及び備考を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県規則第四十二号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十三年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の各号に」を「次に」に改め、「第七項まで」の下に「及び第九項から第十

一項まで」を加える。

第五条第二項第一号の表中「十九年」を「十八年」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定は、令和二年二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 職員が改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて令和二年二月一日からこの規則の施行の日の前日までの分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十三号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第三項中「主宰者がこれに記名押印し」を削る。

第一号様式（表）中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改め、同様式（裏）中「、氏名及び印」を「及び氏名」に、「記入した上、押印する」を「記入する」に改める。

第二号様式（表）、第三号様式及び第五号様式の二（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第六号様式（第一面）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削り、同様式（第二面）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」に改める。

第七号様式中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第九号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削り、

職務事項	取扱者印	
------	------	--

を

に改める。

第十号様式（表）及び第十一号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第十二号様式（表）中「（ $\text{\textcircled{㊦}}$ ） $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を「（ $\text{\textcircled{㊦}}$ ） $\text{\textcircled{㊦}}$ 」に改め、「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第十三号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第十六号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削り、

職務事項	取扱者印	
------	------	--

を

職務事項	取扱者印	
------	------	--

に改める。

第十七号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削り、

職務事項	取扱者印	
------	------	--

を

職務事項	
------	--

に改める。

第十八号様式（表）、第十九号様式（表）及び第二十号様式（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第二十一号様式（表）中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

第二十一号様式の二（表）中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

第二十二号様式（表）中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改める。

第二十三号様式（表）及び第二十四号様式中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

第二十四号様式の二（表）及び第二十四号様式の三（表）中「 $\text{\textcircled{㊦}}$ 」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第七号様式中「母子・寡婦福祉」を「母子・父子・寡婦福祉」に改め、同様式の注3中「の五」を削る。
 第八号様式を次のように改める。

年月日	認定日	収入認定額		ケース格付
		必要経費等内訳	合計	
	年 月 日	(認)	(認)	
摘要				

第二十八号様式中「㊦」を削る。

第二十九号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類1中「密封行為」を「密閉行為」に改め、同様式の添付書類3中「㊦」を「㊦」に改める。

第三十号様式から第三十四号様式までの規定中「㊦」を削る。

「氏名又は名称

第三十五号様式中

受益者との関係

年齢

を「氏名」に改める。

第三十六号様式中「㊦」を削る。

第三十七号様式中

室長	

を

室長	班員

に改める。

第三十九号様式中「㊦」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の生活保護法施行細則第一号様式、第三号様式（その一）、第七号様式から第十一号様式まで、第十三号様式から第二十一号様式（その一）まで、第二十二号様式、第二十五号様式、第二十六号様式から第三十七号様式まで及び第三十九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十五号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中

手数料徴収印	
--------	--

を削り、

旧姓（併記を希望する場合に限る。）	印
-------------------	---

を

旧姓（併記を希望する場合に限る。）

旧姓（併記を希望する場合に限る。）

に「氏名を記載し、押印すること」に代

えて、自署することができる」や「インク又はボールペンをもって楷書で記入すること」に改める。

第四号様式中

手数料徴収印	
--------	--

を削り、

	印
--	---

を

に「氏名を記載し、押印すること」に代

えて、自署することができる」や「インク又はボールペンをもって楷書で記入すること」に改める。

第五号様式中

	印
--	---

を

に改め、同様式の注を次のように改める。

年	月	日
---	---	---

める。

注 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。

第六号様式中

手数料徴収印

を削り、

印

を

年	月	日
---	---	---

に改め、同様式の注を次のように改める。

る。

注 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。

第七号様式中

手数料徴収印

を削り、

年	月	日
---	---	---

を

年	月	日
---	---	---

に改め、同様式の注を次のように改める。

注 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。
※印欄には、記入しないこと。

第九号様式中

手数料徴収印

を削り、

年	月	日
---	---	---

を

年	月	日
---	---	---

に改め、同様式の注を次のように改める。

注 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。

第十号様式中

手数料徴収印

を削り、

年	月	日
---	---	---

を

に改め、同様式の注を次のように改める。

年	月	日
---	---	---

注 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。
 第十一号様式中「㊦」を削り、同様式の注1を次のように改める。

1 インク又はボールペンをもって楷書で記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の保健師助産師看護師法施行細則第三号様式から第七号様式まで及び第九号様式から第十一号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十六号

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年大分県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、同条第九号中「（平成九年法律第二百一十三号）」を削り、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八号第二十七項に規定する介護老人福祉施設（看護職員が従事する場合に限る。）

第二条に次の六号を加える。

十二 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護又は同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所（看護職員が従事する場合に限る。）

十三 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第十七項に規定する地域密着型通所介護（指定地域密着

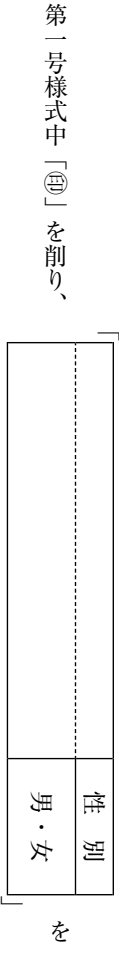
型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第二十条第二項に規定する場合を除く。）同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所（看護職員が従事する場合に限る。）

十四 介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（看護職員が従事する場合に限る。）

十五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（看護職員が従事する場合に限る。）

十六 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム（看護職員が従事する場合に限る。）

十七 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（看護職員が従事する場合に限る。）



に改める。

第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式中「うえ」を「上」に改め、「性別 男・女」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。

第四号様式の（表）、第五号様式及び第六号様式中「㊦」を削る。

第七号様式に備考として次のように加える。

備考 保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。
 第八号様式中「㊦」を削る。

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則（昭和三十九年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ハを削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の規定は、令和三年七月分の費用の徴収から適用し、同年六月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十八号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。

第七号様式中「四」を削る。

第八号様式中「四」及び注を削る。

第十一号様式中「四」を削る。

第十二号様式中「四」及び注を削る。

第十四号様式中「四」を削る。

第十五号様式中「四」及び注を削る。

第十七号様式中「四」及び注を削る。

第十九号様式中「四」及び注を削る。

第三十七号様式の添付書類1を次のように改める。

一 添付書類1の添付書類5を削り、6を5とし、7を削り、8を6とし、9を7とし、10を8とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県報号外（規則）

性 別	
男・女	男・女

を

性 別	
男・女	男・女

を

に、

に改め、同様式に備考として次の

ように加える。

備考 新たな保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること

第十二号様式中「四」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則第一号様式から第四号様式の（表）まで、第五号様式から第八号様式まで、第十一号様式及び第十二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十七号

大分県麻薬中毒者入院医療費徴収規則の一部を改正する規則

令和三年三月三十一日

大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十九号

大分県精神障害者入院治療費徴収規則の一部を改正する規則

大分県精神障害者入院治療費徴収規則(昭和三十七年大分県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分県精神障害者入院治療費徴収規則の規定は、令和三年七月分の費用の徴収から適用し、同年六月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

大分県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十号

大分県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

大分県立職業能力開発校規則(昭和三十九年大分県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㉔」を削る。

第四号様式、第六号様式及び第八号様式中「㉕」及び「㉖㉗㉘㉙㉚」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

農村負債整理組合法並ニ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県規則第五十一号

農村負債整理組合法並ニ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行細則の一部を改正する規則

農村負債整理組合法並ニ農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行細則(昭和十四年大分県令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「記載シ捺印スベシ」を「記載スベシ」に改める。

第三十五条第一項及び第三十七条第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「昭和」を削る。

第五号様式中「㉔」及び「昭和」を削り、同様式の備考中「記名捺印スル」を「氏名ヲ記載スル」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「昭和」を削る。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則

大分県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十二号

大分県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

大分県農業共済組合検査規則(昭和四十三年大分県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(検査命令書及び身分証明書提示並びに検査通知書の交付)

第十条 検査員は、検査に着手するときは、組合の責任者に対し、前条第二項の検査命令書及び当該検査に係る検査員であることを証するものとして身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通知書(第三号様式)を交付しなければならぬ。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第 年 月 日

殿

大分県知事

印

検 査 通 知 書

農業保険法第209条第 項の規定に基づき、貴組合の検査を下記のとおり実施
します。

記

- 1 検査期日
- 2 検査員職氏名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十三号

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年大分県規則第二
十号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㊸」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十四号

土地改良法に基づく申請等に関する規則の一部を改正する規則

土地改良法に基づく申請等に関する規則（昭和四十年大分県規則第五十二号）の一部を次
のように改正する。

第一号様式中「㊸」を削り、同様式の注中「連記し、かつ、押印する」を「記名する」に
改め、「。なお、氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、
自署することができる」を削る。

第二号様式中「㊸」を削り、同様式の注中「連記し、かつ、押印すること。なお、氏名
（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができ
る」を「記名すること」に改める。

第三号様式中「㊸」を削り、同様式の注中「連記し、かつ、押印すること。なお、氏名
（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができ
る」を「記名すること」に改める。

第四号様式から第六号様式までの規定中「回」を削る。
 第八号様式中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。
 第九号様式及び第十号様式中「回」を削る。
 第十一号様式中「㊦」を削り、「添丁しなかつた」を「添丁しなかつた」に改め、同様式の注1を削り、同様式の注2中「書出しなかつた」を「書出しなかつた」に改め、同様式の注2を同様式の注とする。

第十二号様式から第十五号様式の二までの規定中「回」を削る。
 第十六号様式及び第十七号様式中「回」及び注1を削り、注2を注とする。
 第十八号様式中「回」及び注を削る。
 第十九号様式及び第十九号様式の二中「回」を削る。
 第二十号様式から第二十二号様式までの規定中「回」及び注1を削り、注2を注とする。
 第二十二号様式の二から第二十三号様式までの規定中「回」を削る。
 第二十四号様式及び第二十五号様式中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。
 第二十六号様式（その一）中「回」を削る。
 第二十六号様式（その二）中「㊦」を削り、「か運署する」を「の記名をする」に改める。
 第二十七号様式中「㊦」及び注を削る。
 第二十八号様式中「回」を削り、同様式の注1中「理事長が運署し、かつ、押印する」を「理事長が記名する」に改める。
 第二十九号様式中「回」を削る。
 第三十号様式（その一）中「㊦」を削り、同様式の注中「連記し、かつ、押印する」を「連記する」に改める。
 第三十号様式（その二）から第三十号様式（その六）までの規定中「回」を削る。
 第三十一号様式から第三十三号様式までの規定中「回」及び注を削る。
 第三十四号様式から第三十七号様式（その三）までの規定中「回」を削る。
 第三十八号様式及び第三十九号様式中「㊦」を削り、同様式の注1中「あて」を「宛て」に、「押印は不要とする」を「署名ではなく記名とし、委任状がない場合は、白署すること」に改める。

第四十号様式中「回」及び注を削る。

附 則
 （施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）
 2 改正前の土地改良法に基づく申請等に関する規則第一号様式から第六号様式まで及び第八号様式から第四十号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
 大分県規則第五十五号

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和五十一年大分県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とする。
 第一号様式の七中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に

保障契約締結の有無【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）
保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	① 保険者等の氏名又は名称 ② 保障契約の証書の番号 ③ 保障契約の有効期間 ④ 燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか ⑤ 保障限度額
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無	【有・無】

を

保障契約締結の有無【有・無】	保障契約証明書等の番号（保障契約証明書等を有している場合）
	一般船舶等保障契約証明書
	難破物保障契約証明書
	CLC条約証書
	バンカー条約証書
	ナイロビ条約証書
保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称 ②保障契約の証書の番号 ③保障契約の有効期間 ④燃料油汚濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか ⑤保障限度額
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無	【有・無】

*総トン数100トン以上1000トン以下の一般船舶（燃料油汚濁損害）、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶（船体撤去等の費用）に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。

改める。

- 第一号様式の八中注2を削り、注1を注とする。
- 第一号様式の九から第二号様式までの規定中「㉑」を削る。
- 第三号様式、第四号様式及び第五号様式中「㉒」及び注を削る。
- 第五号様式の二中「㉓」を削る。

令和三年三月三十一日

に

第六号様式中「㉔」及び注を削る。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の大分県港湾施設管理条例施行規則第一号様式の七の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく特定開発行為の制限等に関する規則（平成十八年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第三号様式中「㉕」及び備考1を削り、備考2を備考とする。
第四号様式中「特定開発行為許可申請者 住所 氏名」を「特定開発行為許可申請者 住所 氏名 ㉕」

「住所 氏名」を「住所 氏名 ㉕」に改める。
「氏名（法人にあっては、代表者の氏名）」を「住所 氏名 ㉕」に改める。

第五号様式中「㉖」を削り、同様式の備考中1を削り、「2を「㉗」、3を「㉘」、4を3とする。
第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「㉙」及び備考を削る。
第十号様式中「㉚」及び注を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の申請手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県報号外（規則）

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十七号

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の申請手続等に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可の申請手続等に関する規則(昭和三十六年大分県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉔」を削り、「アロミック」を「アロキック」に、「ロキマ」を「ロキマ」に改め、注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

第二号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十八号

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大分県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年大分県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第六号様式中「㉔」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

第六号様式の二中「㉔」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

第七号様式中「㉔」及び注2を削り、注1を注とする。

第八号様式の三中「㉔」及び注を削る。

第九号様式中「㉔」、注4及び注5を削る。

第十三号様式(表)中「㉔」を削り、同様式(裏)中注8及び注9を削る。

第十三号様式の二中「㉔」、注2及び注3を削り、注1を注とする。

第十三号様式の三中「㉔」、注4及び注5を削る。

第十四号様式中「㉔」、注3及び注4を削る。

第十五号様式中「㉔」、注2及び注3を削り、注1を注とする。

第十八号様式中

※ 認 認 認 (出典特認認印) ㉔
を

※ ㉔ ㉔ ㉔ ※ ㉔ ㉔ ㉔
に改め、

同様式の注3中「㉔み、認認印を削す」を「㉔む」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十九号

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則(平成二十年大分県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式(第一面)及び第一号の二様式中「㉔ ㉔」を削る。

第一号の三様式中「㉔」を削る。

第九号様式を次のように改める。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第7条関係）

受 払 年 月 日	証 紙 受 払 簿									
	受	払	残	受	払	残	受	払	残	受
円	枚									
	枚									
	枚									
円	枚									
	枚									
	枚									
円	枚									
	枚									
	枚									
円	枚									
	枚									
	枚									

注 1 月計及び累計を記載すること。
 2 証紙の取扱者は、月計集計後、文書管理システムにより県の機関の長及び出納員又は金銭出納員に回議すること。

第九号様式及び第十号様式中「㊸」を削る。
第十三号様式を削る。

第十四号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、「㊸」を削り、同様式を第十三号様式とする。

第十五号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、「㊸」を削り、同様式を第十四号様式とする。

第十六号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、「㊸」を削り、同様式を第十五号様式とする。

第十七号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、「㊸」を削り、同様式を第十六号様式とする。

第十八号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、「㊸」を削り、同様式を第十七号様式とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表の食品行商許可事務の項を削る改正規定は、同年六月一日から施行する。